

広島県訓令第十二号

本 庁  
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第六（第十一条関係） 専決者 （略） 西部保健所長及び東 部保健所長	専決事項 （略） 一―七（略） 八（略） （一）―（五）（略） （六）第六十九条第 五項の規定によ る報告の徴取、 立入検査、質問 及び収去（再生 医療等製品の販 売業に係るもの に限る。） （七）（略） （八）第七十条第三 項の規定による 医薬品等の廃棄 等（再生医療等 製品の販売業に 係るものに限る。）	別表第六（第十一条関係） 専決者 （略） 西部保健所長及び東 部保健所長	専決事項 （略） 一―七（略） 八（略） （一）―（五）（略） （六）第六十九条第 四項の規定によ る報告の徴取、 立入検査、質問 及び収去（再生 医療等製品の販 売業に係るもの に限る。） （七）（略） （八）第七十条第二 項の規定による 医薬品等の廃棄 等（再生医療等 製品の販売業に 係るものに限る。）
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この訓令は、令和二年九月一日から施行する。